

2007年8月21日

頂いたご意見

憲章7は遵法精神が明確に見えないような気がする。たとえば、「会員は一社会人として法を遵守し、そしてその範囲内で自らの業務契約を誠実に履行する」としてはどうか。

倫理委員会からの回答

ご指摘を踏まえ、憲章7条については

会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。

と修文することといたしました。なお、他の条文との整合性から「法」でな「法令」としております。また、社会の規範の遵守も書き加えさせていただきました。